犯罪被害者等基本計画骨子案(1) についての意見 7月5日
 ~ 基本方針・重点課題・計画期間~

読売新聞東京本社論説委員 久保 潔

1 基本方針

基本法3条の3つの基本理念に国民の責務を加えた4つの基本方針は妥 当だと思う。・~・それぞれについている()内の文章がそれぞれの方 針の要約だとすると、簡略化した方が良い。(注)―――」は削除、____ は加筆または変更した部分。

- ・ 犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を保 障すること(尊厳にふさわしい処遇の保障)
- 犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること(個々の事情に応じた適切な施策)
- ・ 犯罪被害者等のための施策を、犯罪被害者等が、被害を受けたときから 再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を 途切れることなく受けることができるよう、<u>施策を</u>講ずること(<u>途切れる</u> <u>ことのない支援</u>)
- ・ 国、地方公共団体はもとより、国民<u>一人ひとり</u>全体が犯罪被害者等に対し、理解<u>を深め</u>も、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと(国民の総意形成を図りつつ展開)
- 2 重点課題
 - · 支援等のための体制整備への取組
 - 損害回復・経済的支援への取組
 - 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - 刑事手続への関与拡充への取組
 - ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 基本法は基本的施策の冒頭11条に相談及び情報の提供を掲げている。 まず、全体的な支援体制の整備を掲げた方が妥当のような気がする。議論の順番はともかく、この・~・の順番でも座りは悪くないと思う。
- 3 計画期間

平成22年までの5か年に異議なし。

犯罪被害者等基本計画骨子案(1) 7月12日

基本方針についての理念、考え方

読売新聞東京本社論説委員 久保 潔

1 基本方針

<u>犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障する</u> こと(尊厳にふさわしい処遇を保障すること)

長く世界有数の安全社会を築いてきたわが国は、社会構造の変化や国際化等 を背景に、何の落ち度もない国民が、犯罪被害に巻き込まれる恐れが強まって いる。犯罪被害者等の中には、支援の手を差し伸べられることなく、社会から 孤立を余儀なくされている人もいる。

国は、国民に安心で安全な生活を提供する責務を負っており、犯罪被害者等 が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、長期的な基本計画の下で適切 な支援体制を速やかに整備し、できるものから実行する。

すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳を重んじられ、尊厳にふさわしい処遇 を受ける権利を有する。犯罪被害者等にかかわるすべての関係者が、その痛み を誠実に受け止め、心身の真の支えとなるよう、意識改革を徹底していく。

<u>犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれ</u> <u>ている状況その他の事情に応じて適切に講ずること(個々の事情に応じて適</u> <u>切に行われること)</u>

犯罪被害者等の損害回復は本来、加害者が責任を負うべきものだが、実効的 な賠償を期待できないことが多い。将来の生活の見通しも立たない状態に置か れた犯罪被害者等に対し、国等による積極的な救済制度が不可欠である。

犯罪被害者等が必要としている支援は、多岐にわたっている。損害賠償請求 への援助、刑事手続きへの参加の機会の拡充、雇用や居住の安定、医療・療養 費の確保、PTSD 等重篤な後遺症の克服、再被害の防止等である。

犯罪被害者等のための施策は、個々の事情に応じてきめ細かく、適切に行われる必要がある。経済的支援制度については、社会保障・福祉制度全体の中で、 そのあるべき姿を総合的に検討する。犯罪被害者等への適正な処遇のための調 査研究、専門的知識・技能の習得、蓄積、人材育成にも取り組んでいく。 <u>犯罪被害者等のための施策を、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び</u> <u>平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れ</u> <u>ることなく受けることができるよう、講ずること(途切れることのなく行わ</u> <u>れること)</u>

犯罪被害者等が損害を回復し、自立し、生活の平穏を取り戻すまでには、さ まざまな困難に立ち向かい、乗り越えていかなければならない。時間の経過と ともに、必要とする支援内容も変化する。

犯罪被害者等のだれもが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられ るよう、短期的、長期的に途切れることのない救済制度を整備していく。

被害直後の早期支援体制、中長期の療養及び生活再建のための医療・福祉の 供給体制、各省庁の個別の施策、民間の支援組織等、異なる制度や組織を橋渡 しする横断的なシステムの構築も重要である。犯罪被害者等が、制度や組織の 谷間で苦しむことのないよう、連携し補完し合い、どの制度・組織を起点とし た場合にも必要な情報、支援を受けることができる体制作りに努める。

国、地方公共団体はもとより、国民全体が犯罪被害者等に対し、理解し、配 慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んで いくこと(国民の総意を形成しながら展開されること)

国民のだれもが犯罪被害者等となる危険が強まる中、救済、支援体制の遅れ を放置すれば、国家や法秩序に対する国民の信頼が損なわれる恐れがある。

国民が安心して生活できる社会を維持するためには、国民の理解と協力が不可欠である。犯罪被害者等の立場に配慮と理解を深めるための啓発活動、被害者の視点を取り入れた教育等、国民の総意を形成しつつ取り組んでいく。

犯罪被害者等の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体のボランティア活動の果たす役割は重要である。生活に身近な地域ネットワークの形成に よって、全国どこでも均質で、きめ細かい支援体制を整備する。

国及び地方公共団体は、民間支援団体との連携を強化するとともに、財政上 及び税制上の支援措置をいっそう拡充するよう努める。